

# 技術資料等説明書

鹿児島国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結等については、関係法令に定めるものの他、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成30年 2月 9日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 武藤 聡  
鹿児島市浜町2番5号

## 3. 基本協定の概要等

「公告」1. (1)～(3)のとおりとする。

## 4. 申請書、技術資料の作成要領及び留意点

(1) 評価項目と評価基準

(別表-1～7)の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

(2) 特定方式

提出された技術資料等を基に評価し、評価点の高い順に協定企業として特定する。

(3) 申請書・技術資料作成要領

「業務分野」

【測量・設計部門】(様式-1-1)

1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ(以下「業務拠点」という。)から鹿児島国道事務所への距離及び到着時間を記載する。

3) 有資格技術者数等

技術資料提出者(企業)との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有し、且つ2)の業務拠点に常駐する技術者の人数を記載する。

また、同一人物の複数の資格を記載することはできるものとする。

各部門における有資格者の区分については、「公告」2. 【測量・設計部門】(7)のとおりとする。

4) 対象部門の業務実績

平成19年度から提出日までの間に完成した業務実績から、次の条件をすべて満たす業務を記載する。

① 鹿児島県内における参加部門【測量・設計部門】の業務であること。

② 国、県又は市町村が発注した業務であること。

なお、実績が3件以上ある場合は、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)が発注した業務を優先して記載すること。

また、記載した業務実績が、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

6) 参加資格要件の確認

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における希望の部門に関する建設コンサルタントの一般競争(指名競争)参加資格の認定書の写しを添付すること。

【地質調査部門】（様式－２－１）

1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から鹿児島国道事務所への距離及び到着時間を記載する。

3) 有資格技術者数等

技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有し、且つ2)の業務拠点に常駐する技術者の人数を記載する。

また、同一人物の複数の資格を記載することはできるものとする。

各部門における有資格者の区分については、「公告」2. 【地質調査部門】（7）のとおりとする。

4) 対象部門の業務実績

平成19年度から提出日までの間に完成した業務実績から、次の条件をすべて満たす業務を記載する。

① 鹿児島県内における参加部門【地質調査部門】の業務であること。

② 国、県又は市町村が発注した業務であること。

なお、実績が3件以上ある場合は、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した業務を優先して記載すること。

また、記載した業務実績が、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

6) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における希望の部門に関する建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写しを添付すること。

「工事分野」

【土木部門】（様式－３－１、様式－３－２）

1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から希望する協定対象区間における参集拠点（土木部門においては希望ブロック毎）への距離及び到着時間を記載する。

3) 有資格技術者数等

技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、1級、2級土木施工管理技士の資格を有する者、または建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者の人数を記載する。

4) 対象部門の工事实績

平成14年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事实績から、次の条件をすべて満たす工事を1件記載する。

① 鹿児島国道事務所管内における参加部門の一般土木工事、維持修繕工事であること。

② 国、県又は市町村が発注した工事であること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した工事を優先して記載すること。

また、記載した工事实績が、工事实績情報サービス（CORINS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

#### 6) 資機材等の調達能力

協定対象区間内において、応急対策に必要な人員（交通誘導員含む）、資機材の調達可能数量及び種類を記載する。なお、記載する内容は以下のとおりとし、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載すること。

- ① 初動体制時及び復旧作業に必要な参集可能人員
- ② 資材（敷鉄板、矢板、H鋼、土嚢（大型・普通）、ブルーシート、吹付資材等）
- ③ 機材（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ、ダンプトラック、杭・矢板施工機器（クレーン、パイプロ等）、吹付機器、ボーリングマシン、ニブラー等）
- ④ 土捨場、仮置場等

#### 7) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における一般土木工事に係るC又はD等級、維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写しを添付すること。

### 【法面部門】（様式－4－1、様式－4－2）

#### 1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

#### 2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から希望する協定対象区間における参集拠点への距離及び到着時間を記載する。

#### 3) 有資格技術者数等

技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、1級、2級土木施工管理技士の資格を有する者、または建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者の人数を記載する。

#### 4) 対象部門の工事実績

平成14年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事実績から、次の条件をすべて満たす工事を1件記載する。

- ① 鹿児島国道事務所管内における参加部門の法面工事であること。
- ② 国、県又は市町村が発注した工事であること。  
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した工事を優先して記載すること。  
また、記載した工事実績が、工事実績情報サービス（CORINS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

#### 5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

#### 6) 資機材等の調達能力

協定対象区間内において、応急対策に必要な人員（交通誘導員含む）、資機材の調達可能数量及び種類を記載する。なお、記載する内容は以下のとおりとし、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載すること。

- ① 初動体制時及び復旧作業に必要な参集可能人員
- ② 資材（敷鉄板、矢板、H鋼、土嚢（大型・普通）、ブルーシート、吹付資材等）
- ③ 機材（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ、ダンプトラック、杭・矢板施工機器（クレーン、パイプロ等）、吹付機器、ボーリングマシン、ニブラー等）
- ④ 土捨場、仮置場等

#### 7) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における法面工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写しを添付すること。

### 【電気通信部門】（様式－5－1、様式－5－2）

#### 1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

#### 2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から協定対象区間における参集拠点への距離及び到着時間を記載する。

3) 有資格技術者数等

技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、技術士（電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））または1級、2級電気工事施工管理技士の資格を有する者の人数を記載する。

4) 対象部門の工事実績

平成14年度から提出日までの間に元請けとして完成した工事実績から、次の条件をすべて満たす工事を1件記載する。

- ① 鹿児島県内における参加部門の通信設備工事（光ケーブル敷設工事）であること。
- ② 国、県又は市町村が発注した工事であること。  
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した工事を優先して記載すること。  
また、記載した工事実績が、工事実績情報サービス（CORINS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名・協定区域を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

6) 資機材等の調達能力

協定対象区間内において、応急対策に必要な人員（交通誘導員含む）、資機材の調達可能数量及び種類を記載する。なお、記載する内容は以下のとおりとし、協力会社等から調達する場合は、協力会社名等を記載すること。

- ① 初動体制時及び復旧作業に必要な参集可能人員
- ② 資材（融着器、パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ、クロージャ、緊急用光ケーブル等）
- ③ 機材（高所作業車、トラック等）

8) 参加資格要件の確認

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写しを添付すること。

【機械設備部門】（様式-6-1）

1) 申請書

申請書表紙に、代表者印を押印すること。

2) 技術者の所在地

配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から希望する協定対象区間における参集拠点への距離及び到着時間を記載する。

3) 有資格技術者数等

技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、1級2級土木施工管理技士の資格を有する者、または建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者の人数を記載する。

並びに、1級、2級ポンプ施工管理技士、消防設備甲種第1類、乙種第6類の資格を有する者の人数を記載する。

4) 対象部門の実績

平成14年度から提出日までの間に元請けとして下記設備を製作据付した工事または点検整備業務の実績から、次の条件を全て満たす実績を1件記載する。

①九州地方整備局管内における参加部門のうち「トンネル換気設備」、「トンネル消火設備」の機械設備工事の製作据付工事、又は点検整備業務であること。

②国、県又は市町村が発注した工事であること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した工事を優先して記載すること。

また、記載した工事実績が、工事実績情報サービス（CORINS）に登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。

5) 災害協定等の実績

平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名を記載すること。

または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。

- 6) 参加資格要件の確認  
下記1から3のいずれかの資格を有するものとし、参加資格の写しを添付すること。
1. 九州地方整備局（港湾空港関係除く）における機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。
  2. 設備区分が「トンネル消火設備」については、九州地方整備局（港湾空港関係除く）における機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。
  3. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「建物管理等各種保守管理」、「その他」のいずれかで九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

【災害対策用機械部門】（様式－7－1）

- 1) 申請書  
申請書表紙に、代表者印を押印すること。
- 2) 技術者の所在地  
配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から希望する協定対象区間における参集拠点への距離及び到着時間を記載する。
- 3) 有資格技術者数等  
技術資料提出者（企業）との間に3ヶ月以上の直接的な雇用関係を有する技術者の中で、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、移動式クレーン運転免許、小型移動式クレーン運転免許、玉掛技能、大型特殊自動車運転免許の資格を有する者、または建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者の人数を記載する。
- 4) 対象部門の点検整備実績  
平成14年度から提出日までの間に元請けとして完成した点検整備又は災害活動実績から、次の条件をすべて満たす実績を記載する。  
①九州地方整備局管内における【災害対策用機械部門】（車両、簡易遠隔操縦装置、応急組立橋）の点検整備（修理を含む）実績について記載する。なお、契約書の写しを添付すること。  
②九州地方整備局管内における【災害対策用機械部門】（車両、簡易遠隔操縦装置、応急組立橋）の災害対応の活動（運搬、設置、運転）について記載する。なお、契約書の写しを添付すること。
- 5) 災害協定等の実績  
平成28年度以降に鹿児島国道事務所と本協定を締結している場合は、年度・協定名を記載すること。  
または、本協定に類似の国、県及び市町村との災害協定等を締結している場合は、年度・協定名を記載し、協定書の写しを添付するものとする。
- 6) 土木部門、法面部門、電気通信部門、機械設備部門におけるいずれかの参加資格を有すること。  
なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。

5. 本協定締結企業の特定及び通知

技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を文書により通知する。

6. 非特定理由の通知

- (1) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、当職に対して非特定理由について、次に従い説明を求められることができる。

受領期限：通知書に記載する。

提出場所：「公告」3. (1) に同じ。

提出方法：持参又は郵送等により提出する。

郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。

提出期間内に必着。

- (2) 当職は、説明を求められたときは受領期限後5日以内（日曜、土曜、祝日等を含まない。）までに書面により回答する。

## 7. その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

- ① 日 時： ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。
- ② 場所等： ヒアリングは、電話により行う。
- ③ 内 容： 提出資料に基づき、質疑を行う。

(3) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 当職は、提出された技術資料は参加資格の確認、協定企業の特典以外に使用しない。

(5) 提出された技術資料は返却しない。

(6) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別表－１：評価項目と評価内容（測量・設計部門）

分類	評価項目	評価内容	配点
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	緊急時の出勤可能人数	出勤可能人数が多いほど評価する	30
	平成19年度以降（過去10年間）に、鹿児島県内における測量業務又は設計業務の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20

別表－２：評価項目と評価内容（地質調査部門）

分類	評価項目	評価内容	配点
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	緊急時の出勤可能人数	出勤可能人数が多いほど評価する	30
	平成19年度以降（過去10年間）に、鹿児島県内における地質業務の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20

別表－３：評価項目と評価内容（土木部門）

分類	評価項目	評価内容	ウエイト
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	応急対策に必要な人員	自社及び協力会社の参集可能人員が多いほど評価する	30
	平成14年度以降（過去15年間）に、鹿児島県内における工事の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20
②企業の資機材数	資材、機材、土捨場・仮置場	—	—

別表－４：評価項目と評価内容（法面部門）

分類	評価項目	評価内容	ウエイト
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	応急対策に必要な人員	自社及び協力会社の参集可能人員が多いほど評価する	30
	平成14年度以降（過去15年間）に、鹿児島県内における工事の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20
②企業の資機材数 (自社保有)	資材、機材、土捨場・仮置場	－	－

別表－５：評価項目と評価内容（電気通信部門）

分類	評価項目	評価内容	ウエイト
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	応急対策に必要な人員	自社及び協力会社の参集可能人員が多いほど評価する	30
	平成14年度以降（過去15年間）に、鹿児島県内における工事の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20
②企業の資機材数 (自社保有)	資材、機材	－	－

別表－６：評価項目と評価内容（機械設備部門）

分類	評価項目	評価内容	ウエイト
①企業の位置及び実績、 人数 (自社保有)	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出勤所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	平成14年度以降（過去15年間）に、九州地方整備局管内における工事又は点検の実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20

別表－7：評価項目と評価内容（災害対策用機械部門）

分 類	評 価 項 目	評 価 内 容	ウ エ イ ト
①企業の位置及び実績、 人数 （自社保有）	配置可能技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（以下「業務拠点」という。）から参集拠点までの出動所要時間・距離	所要時間・距離が短いほど評価する	10
	有資格技術者数	有資格者数が多いほど評価する	30
	平成14年度以降（過去15年間）に、九州地方整備局管内における点検整備又は災害活動実績	発注機関が国、県・公団、市町村その他の順に評価する	10
	災害協定実績	国、県または市町村等との直接締結した災害協定の実績（過去2カ年 H28年度～H29年度）	20